

「エスポアールそとめ」通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

(平成 28年 4月 1日 現在)

1. 運営規程の概要

① 目的

要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定を受けられたご利用者の方々に通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を立て実施し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

② 方針

通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の方々の心身の機能の維持回復を図り、ご利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

さらに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、サービス提供に努めます。

③ ご利用者の定員 40名

④ ご利用料・その他の費用

下記の利用料合計（食事代除く）に介護職員処遇改善加算 3.4%乗算され、介護職員処遇改善加算を含む合計額に地域加算 10.17%が乗算されます。

<通所リハビリテーション>

利用料

要介護 1	726 単位/日
要介護 2	875 単位/日
要介護 3	1,022 単位/日
要介護 4	1,173 単位/日
要介護 5	1,321 単位/日

その他の費用

(イ) 昼食代	350 円/回
(ロ) 洗濯代	250 円/kg
(ハ) 入浴代	50 単位/回
(ニ) リハビリマネジメント加算 (I)	230 単位/月
(II)	1020 単位/月 (開始月から 6 月以内)
(II)	700 単位/月 (開始月から 6 月超)
(ホ) 短期集中リハビリテーション実施加算	110 単位/日 (3 月以内)
(ヘ) 認知症短期集中リハビリ	240 単位/日 (3 月以内)
(ト) サービス提供体制強化加算 I	18 単位/月

<介護予防通所リハビリテーション>

利用料

要支援 1	1,812 単位/月
要支援 2	3,715 単位/月

その他の費用

(イ) 昼食代	350 円/回
(ロ) 洗濯代	257 円/kg
(ハ) 事業所評価加算	120 単位/月
(ニ) 運動器機能向上加算	225 単位/月
(ホ) サービス提供体制強化加算 I	72 単位/月 (要支援 1)
”	144 単位/月 (要支援 2)

- ⑤ 送迎実施地域
長崎市（旧外海・三重・旧琴海・式見地区・滑石・横尾・岩屋・住吉までの地域）
西海市（大瀬戸町・西海町）、時津町、長与町（高田郷）の区域とする。
- ⑥ 営業日及び営業時間
（イ）毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。
（ロ）営業日の営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までですが、利用時間は午前9時25分から午後3時40分までとなっております。
- ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項
（イ）医療機関での受診は、緊急時を除いて原則として行いません。
（ロ）金銭・貴重品の管理は、各人をお願いします。
（ハ）設備・備品等は無断では、使用しないで下さい。
- ⑧ 非常災害対策
管理者が防災管理者を兼ね、定期的な訓練や点検を行ない人命の保護に万全を期します。

2. 従業者の員数と職務内容

管理者	1名	従業者の管理・指導を行う。
医師	1名	ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護師	1名	ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
介護職員	8名	ご利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
理学療法士	3名（うち2名兼務）	医師と共同してリハビリテーション計画書を作成し、リハビリを実施する
作業療法士	1名	医師と共同してリハビリテーション計画書を作成し、リハビリを実施する
鍼・灸・按摩師	1名	医師や理学療法士・作業療法士と共同して、利用者の心身の状況に応じた鍼・灸・マッサージを提供する。
マッサージ師	1名	理学療法士や作業療法士と共同して、利用者の心身の状況に応じたマッサージを提供する。

3. 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、居宅支援事業者等に速やかに連絡を行ない必要な措置をとります。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。
- ③ 事故が生じた際には、社会福祉法人日浦会の事故防止委員会において、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

4. 苦情処理の体制

- ① 利用者及びご家族の方で、苦情などがある場合は、管理者または受付担当（通所リハビリ部長 深堀圭一郎 TEL0959-25-0001）にお申し出下さい。
備え付けのご意見箱にご投函されても結構です。
- ② その場で解決できるものは、即刻、解決実行いたします。
その場で解決困難な場合は、苦情処理委員会で検討し、解決実行いたします。
- ③ 苦情委員会でも解決困難な場合は、関係官庁などに相談のうえ解決をはかります。
- ④ 当施設ではなく、直接、長崎県・国保連合会・長崎市などの窓口にご相談されても結構です。
長崎県長寿社会課 TEL 095 -822-9197
長崎県国民健康保険団体連合会 TEL 095 -826-1599
長崎市高齢者すこやか支援課 TEL 095- 829-1146
エスポアールそとめ TEL 0959- 25-0001
- ⑤ 苦情などについては、その都度記録して、苦情結果を明白にいたします。

